



若い  
今こそ年金  
アクション!

若い農業者の方は、**国民年金の上乗せの  
公的な年金「農業者年金」**に加入して  
安心して豊かな老後を!

若い農業者の皆さん!

自分の老後

自分で守れますか?

ポイント

1

**保険料は自由に選べる!** (2万円~6万7千円、千円単位)

さらに、35歳未満であれば、

**1万円からでも加入可能!**

ポイント

2

認定農業者で青色申告者等には、

**国庫補助で手厚い支援!**

**1万円の自己負担で2万円の積立てが実現!**

ポイント

3

自ら支払った保険料は、

**全額社会保険料控除の対象!**

**その他にも、税制面で優遇措置がある!**



# 月額2万円から6万7千円の間で保険料を選択でき、さらに35歳未満で一定の要件を満たす方は、1万円からでも加入できます。

保険料は、月額2万円から6万7千円の間で千円単位で自由に選択でき、随時見直すこともできます。さらに、若い農業者が農業者年金に加入しやすくするため制度が改正され、令和4年1月より、35歳未満で国庫補助を受けられない方(ポイント2の説明の表の区分1から区分5に該当しない方)は、月額1万円から6万7千円の間で千円単位で保険料を選択できます。毎年、年度末時点の保険料及び運用収入の額等の積立状況をお知らせしますので、ご自身が希望される年金額を目指して、保険料を柔軟に積み立てることができます。

## ■ 通常加入した場合の農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	57万円	48万円	1,233万円	1,304万円
		2万円	960万円	76万円	64万円	1,624万円	1,717万円
30歳	30年	1万円	660万円	45万円	38万円	960万円	1,015万円
		2万円	720万円	50万円	42万円	1,078万円	1,139万円
40歳	20年	2万円	480万円	30万円	25万円	638万円	674万円

※上のケースは、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.25%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和3年度は、0.25%です。(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。)  
 ※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円加入し、35歳以降は月額2万円加入した場合です。

# 39歳までに農業者年金に加入すれば、必要な要件を満たしたときから、国庫補助(最大月額1万円)を受けられることもできます。

### 補助要件

- 保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の支援は最長で10年間です。)
- 国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料になります。

## ■ 国庫補助対象者と保険料

区分	必要な要件	保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円	(6千円)	-	

※国庫補助額は保険料月額2万円(固定)に対する補助額です。 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。  
 ※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。  
 ※区分1~5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。

# 自ら支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象!

自ら支払った保険料は、家族の分も含めて全額社会保険料控除の対象です。その他、年金資産の運用益が非課税、受け取る年金も公的年金等控除の対象となるなど、税制面の優遇措置が受けられます。